

オスマン帝国末期リビアにおける 司法制度の「オスマン化」

秋 葉 淳

はじめに

1835年、オスマン帝国はトリポリとベンガーズイーを再征服し、永らく自立的な政権を形成してきたカラマンル「王朝」を倒してリビア地方に対する直接統治を開始した。「王朝」の内紛に乗じて英仏が介入を企てる中、アルジェリアの二の舞を避けたい政府は、リビア支配の確立を迫られたのである⁽¹⁾。再征服後のリビアでオスマン政府が最初に行ったことの一つは、前サラエヴォのカーディーをトリポリのイスラーム法官に任命することだった。それまではトリポリにはイスタンブルから法官が派遣されず、現地のウラマーが任ぜられていたのである⁽²⁾。

オスマン帝国にとって、辺境社会にオスマン法体系—ハナフィー派のイスラーム法と帝国の制定法—を移植することは、これら地域の統合を進めるうえで重要な意義をもっていた。とくに1867年に中央集権的な地方行政システムである州制⁽³⁾がリビア地方に施行されたことにともなって、州 (vilâyet)・県 (sancak)・郡 (kaza) の各行政単位にシャリーア法廷と並んで制定法裁判所 (ニザーミーエ法廷 mahkeme-i nizamiye)⁽⁴⁾が設置され、中央から裁判官が任命される原則が確立すると、新制度の導入という課題がますます重要性を帯びた。しかし、オスマン国家がリビアに見いだしたのは、マーリク派のイスラーム法と部族の慣習法に強く結びつけられた人々であった。そこでは住民間の紛争解決に、在地のウラマーや部族の長老などが調停者の役割を果たしていた。そのため、オスマン司法制度の導入は大きな困難に直面することになったのである。

19世紀に入ってオスマン帝国中央との関係が劇的に変化した辺境

地域は、近年多くの研究者の関心を集めている⁽⁵⁾。リビアについては、既に80年代に、L・アンダソンとM・ルゴールが、オスマン帝国によるリビア社会の統合、その過程における政府と現地勢力の対抗関係や交渉などの問題について研究を行っている⁽⁶⁾。近年の辺境研究は、オスマン朝エリートによる辺境地域に関する言説ととくに注目しているが、それらの研究によれば、彼らは、現地住民の異質性を「野蛮」、「原始的」、「無知」と特徴づけ、学校教育、道路建設、農業振興、出版活動などの手段を通じて彼らに「文明」と「進歩」の恩恵を与えないといけないと考えていた⁽⁷⁾。このような「文明化の使命」と言うべき言説がヨーロッパにおける植民地主義の言説とパラレルなことも指摘されているが、T・キューンの研究が明らかにしたように、辺境統治がますます困難を極めるにつれ、オスマン官僚の間でそれら地域を「植民地 (müstemeleke)」のように扱うべきだという議論も現れるに至っていた。リビアもまた、イエメンと並んで「植民地」視された領土であった⁽⁸⁾。

オスマン帝国においては、「本国」と異なる「植民地法制」は原則的には存在しなかったが、固有の法慣行が根強い辺境地域にいかなる法制を適用するかという問題は、中央集権化を図る帝国にとっては常に重要な問題であった。しかしながら、オスマン辺境地域における司法制度に関する研究は多くない。ただし、イエメンとヒジャーズ地方で制定法に対してシャリーアが重視されたことについてはいくつか議論がある。これは、現地住民からイスラームの正統性を取りつけるために行われた政策であるが⁽⁹⁾、S・デリングルはそれを「オスマン化されたシャリーア (Ottomanized şeriat)」が「文明化」の手段とされた好例と論じ、キューンはイエメンにおけるシャリーア法廷への一本化 (1889年) とその後のザイド派法廷の設置 (1911年) を、差異化原理に基づく「植民地的」な法制の例と見る⁽¹⁰⁾。

また、デリングルはアブデュルハミト二世の時代 (1876-1909年) にオスマン帝国の「正統」としてハナフィー派法学が強化されたと述べている。彼は、1885-86年頃にメッカでシャリーア法廷裁判官がハナフィー派のみになっていたという事例を挙げているが⁽¹¹⁾、

帝国各地における法廷の「ハナフィー化」という問題は、オスマン側の史料によって検証されるべきであろう。ハナフィー派法学は古典期より帝国の正統法学派の地位を占めており、旧マムルーク朝領のシリアやエジプトで従来対等であった四法学派のカーディー職が廃止され、イスタンブルから派遣されるハナフィー派の法官が上位に置かれたことが、アラブ地域におけるハナフィー化（そして司法制度のオスマン化）の始まりであると言える⁽¹²⁾。だが、19世紀においてその徹底化があったとすれば、オスマン帝国法制史だけでなく同時代の諸帝国との比較の文脈においても注目すべき問題である⁽¹³⁾。

辺境とは言えないが、地方社会における司法改革の実態を明らかにしたものとして、帝国末期のヤーファとハイファーのシャリーア法廷における実践の変化を分析したI・アグモンの研究がある⁽¹⁴⁾。改革のプロセスにおける中央政府と現地社会との交渉や取引に着目するアプローチは、近年の研究にとくに多く見られる特徴である⁽¹⁵⁾。彼女は変化の担い手として裁判官に注目しているが、本稿でも裁判官は重要なアクターとして中心的に取り扱われる。シャリーア法廷の裁判官であると同時に制定法裁判所（刑事部・民事部が分かれている場合は後者）の裁判長を兼ねるイスラーム法官は、長老府（イスラーム法の最高権威であるシェイヒュルイスラームの官庁、Bab-ı Meşihat）によって任命されたが、その任命は法官本人の志願に応じてなされるものであった。さらに裁判官の任命には、長老府だけでなく、大宰相府、各省庁、地方官、地方有力者などが関与しており、裁判官職を検討することで、中央・地方間の二者関係以上のものに迫ることができるのである。

本稿は、近年の研究が提起している問題、すなわち、「文明化」言説などの「植民地（主義）」的状況、シャリーアの重視、ハナフィー化、現地との交渉、といった問題に目を配りつつ、オスマン帝国末期リビアにおける司法制度改革のプロセスを明らかにすることを目的とする。とくに、裁判官を考察対象の中心に置くとともに、意思決定過程に十分な注意を払うことによって、中央政府と一地域との

二者間の対立という構図では捉えきれない、辺境の司法制度改革をめぐる複雑な様相とその諸要因を解明することをめざしている。

利用した主たる史料は、イスタンブル・ムフティー局附属長老府文書館 (İstanbul Müftülüğü Meşihat Arşivi [İMMA]) が所蔵する、イスラーム法官任命台帳、法官選考委員会 (Meclis-i İntihab-ı Hükâm-ı Şer' [MİH]) の帳簿、法官の履歴資料など⁽¹⁶⁾のほか、総理府オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi [BOA]) 所蔵の関係文書などである。

I. オスマン司法制度の導入、1835-1880年

冒頭で述べたように、1835年のリビア再占領時にオスマン政府はトリポリにカーディーを任命したが、このとき中央から派遣された法官は彼のみで、彼にトリポリに属する管区の法官を現地のウラマーの中から任命する権限が与えられた。その後1843年に内陸のジャバル・アル＝ガルビー (Cebel-i Garbiye, 以下ジャバルと表記) にまでオスマン国家の支配が及んだとき、トリポリ州総督はハナフィー派の法官とムフティーをその地に任命することを中央政府に要請した。総督と財務長官の連署の報告書によれば、ジャバルの住民は「これまで宗教や法学派が何であるかを知らず、それぞれ異端的な誤った道に逸れて、聖シャリーアの規定がいかなるものであるかを理解せずに」裁判を行っていたが、オスマン帝国に臣属した今、「偉大なるハナフィー派の大いなる道 (şeh-rah-ı mezheb-i celile-i Hanefiye) に入ること希望してい」たとされる⁽¹⁷⁾。

「ハナフィー化」という点では、1850年の“zevi'l-erham” (“dhawū al-arhām,” クルアーンに相続規定のない血族) の遺産相続権についての決定は注目に値する。ハナフィー派は“zevi'l-erham” に相続権を認めるが、マーリク派はそれを認めず国庫 (Beytülmal) の相続権を優先する⁽¹⁸⁾。そのため、トリポリ州評議会が後者の適用を求めたところ長老府は、訴訟当事者がどの法学派であれ「ハナフィーの最も真正な言葉 (asahh-ı akval-i Hanefiye) に従って裁決することは聖法と彼ら [法官] の任務の要請するところ」であり、相続においてもハナフィー派の法解釈が適用されるべきと答申し、国庫の不利益にな

るに関わらずそれに基づいて決定が下された⁽¹⁹⁾。さらに1867年に、ベンガーズィー県知事が、地元出身の法官がマーリク派であるため被告が不在でも証人の証言を認めること⁽²⁰⁾、遺産が登録されないために孤児財産が守られないこと、法官がトルコ語の読み書きができないため法令 (nizamat-ı seniye) を知らないこと、判決書 (i'lâm) も書式が相応しくないことなどを挙げて、中央から法官を任命することの必要性を訴えた。彼によれば、ベンガーズィーは「アフリカ大陸にあるスルタン陛下の領土の重要な地であって、ここに聖法の偉大なる規定が適切に施行されることは、物質的精神的に種々の利益を必ずもたらす」のである⁽²¹⁾。

1867年、トリポリを中心地とする北アフリカ領リビア地方に州制が施行され、トリポリ、ジャバル、フェッザーン、ホムス、ベンガーズィーの四県から成る州に再編された (ベンガーズィーは1871～73年、79～88年の間は一州として独立、88年以降は政府直轄の独立県)。一般に、州制の施行は裁判官制度の再編をとめない、州・県・郡の各レベルにおいて、シャリーア法廷裁判官と制定法裁判所裁判長を兼ねる有給のイスラーム法官が、中央から直接任命されるという新しい制度が導入された。そして、1873年にはイスラーム法官任用令 (Hükkâm-ı Şer'îye Nizamnamesi) によって、法官任命の新しい原則が定められた⁽²²⁾。その主な原則は、①法官は長老府によって任命される、②各法官職の就任資格は、その官職の等級に対応する等級をもつ者にある、③法官は、官職 (任地) ごとに定められた月俸を支給される、④法官職は任期制で、任期は2年又は2年半⁽²³⁾である、という4点であった。しかし、これらの原則は、初めからリビアやイエメンのような辺境地域への適用が想定されていなかった。実際、法官職の等級を有する者の中から志願者を見つけることは困難であった。首都にいる法官候補者はたいい遠隔地に赴任しなかったからである。そのため、73年任用令は、バグダード、イエメン、トリポリの三州内の郡法官の任命について予め例外規定を設けていた。すなわち、もし等級資格とアラビア語能力を有する志願者がイスタンブルにいなかった場合、首都に滞在するアラブ人を長老府で、も

しくは現地のアラブ人の中から各州都で、試験によって選抜するものとされた。こうして、リビアでは1880年代まで、州と県の中心地並びに一部の郡を除いて、郡の法官職には現地のウラマーが就任していたのである。このこと自体はシリア地方を含む他の遠隔地域でもありふれた現象であったが、リビアの場合が例外的だったのは、郡レベルの法官が給与を支給されておらず、法廷手数料から収入を得ていた点である⁽²⁴⁾。オスマン政府にとっては、手数料収入に委ねるほうが財政的負担が小さかったのである。

II. シャリーア法廷のオスマン化、1881-1911年

上述のようにリビアでは法廷制度の中央集権化が限定的であり、州都と県庁所在地の法官にのみ給与が払われていたのだが、1879年11月にトリポリ州知事は、ホムス、ジャバル、フェッザーンの三県の法官の給与を、2500～4000クルシュ (Kuruş, 以下 Kr) から750 Kr に大幅に削減し、その予算を新設するトゥアレグ郡に回すことを国家評議会 (Şura-yı Devlet) に提案した。彼によればこれらの県の中心地は人口が少なく、シャリーアに関わる訴訟は少ないという。そして、訴訟があったとしても「土地の住民はマーリク派なので法学上の問題について多くの場合、そしてとくに郡部では一般的に、マーリク派のウラマーにファトワーを求めている」ため、イスタンブルからハナフィー派の法官を派遣することは「何の役にも立たない (bir gûne fa'ide melhuz olmadığı)」と述べた⁽²⁵⁾。国家評議会が翌年この案を承認した結果、三県の法官の給与は540 Kr にまで減額された。そしてこれを受けて現職の法官は辞任し、代わりに現地出身のウラマーが就任した⁽²⁶⁾。こうして、財政的効率の優先が、現地の慣習を容認することで正当化された。

しかし、2年後に長老府の法官選考委員会は、トリポリ州から再び独立したベンガーズィー州の知事が州内の裁判所制度の整備を訴えた機会をとらえて攻勢を転じた。州知事は州の改革に関する意見書の中で、州都以外にイスタンブルから派遣された法官が存在しないため、住民がシャリーアと法令の恩恵に浴することなく「ウドゥー

ル (udul, 公証人) や「アリーフ (arif, 教師)」あるいはザーウィヤ (神秘主義教団の修道場) のシャイフに訴えを持ち込んでいるという状況を混乱につながるとして問題視していた⁽²⁷⁾。諮問を受けた法官選考委員会は、上述のトリポリ州内三県の裁判官の給与額の回復とともに、トリポリ及びベンガーズィー州内の全郡の裁判官への給与の支給をも訴えた。ダルナ Derne 郡についても、既に別の諮問に対する答申で2500 Kr の月俸を要求したことも再確認した⁽²⁸⁾。

長老府の要求は当初、予算外の歳出の計上は禁止という立場をとる財務省によって否定された。1875年に財政破綻に陥ったオスマン政府にとって、予算の均衡は至上命令であり、とりわけ官僚の人件費は削減対象だったのである⁽²⁹⁾。これに対して法官選考委員会は再び反論し、再考を求めた⁽³⁰⁾。一連のやりとりの中で委員会は、イスタンブルから派遣された法官が辞職したため、法官職が「無能な輩の手中に (bir takım na-ehiller elinde)」入ってしまったと断じていた。そして、法廷を「無秩序 (intizamsız) の状態」に置き、人々を再び「ウドゥールやアリーフのようなシャイフたち」に向かわせれば、「行政の秩序 (intizam-ı idare)」が妨げられることは明白だという⁽³¹⁾。委員会はまた、オスマン帝国の法官が「古来よりハナフィー派の偉大なる学者たちの最も真正な言葉に準じて判決を下す権限をカリフ陛下から与えられてきた (mine'l-kadim taraf-ı celile-i hilâfetpenahîden e'imme-i Hanafiyenin asahh-ı akva-liyle icra-yi hüküm ü kazaya me'zun)」とも訴え、それに対して「現地のウラマーと言われているのは部族のシャイフたち (kaba'il şeyhleri) であって、彼らは無知でその素性も能力も知られていない者たち (cahil ve ahval ü liyakatları gayri ma'lum)」だと切り捨てた⁽³²⁾。結局、国家評議会は長老府側の反論を全面的に受け入れた。それどころか、長老府は期待以上の成果を得た。つまり、トリポリ州内の三県の法官に対する給与の復活だけでなく、1883年3月より、トリポリとベンガーズィー州内の全ての郡法官にも給与が定められ、中央からハナフィー派法官を派遣することが決定されたのである。しかもその給与額は帝国の一般的水準を上回るもので、郡法官に1000から1500 Kr とされた⁽³³⁾。

国家評議会は今回の決定を、有能な法官の派遣による住民の権利の保障とともにシャリーア法廷の改革という目的に沿ったものだと説明していたが、リビアを取り巻く状況の変化も背景にあったはずである。この時期オスマン領リビアは、1881年5月のフランスによるチュニジア侵攻によって深刻な危機にあった。続いて翌年夏にはイギリスがエジプトを占領した。こうして、オスマン政府はリビアにおけるそのプレゼンスをいっそう強化する必要性に迫られていたのである。既に1881年6月に、州知事メフメト・ナーズィフ・パシャは帝国宮廷に提出した意見書の中で、県法官の給与増と郡法官への給与支弁とを提案していた⁽³⁴⁾。十分な給与の支給は、有能な裁判官の任用に必要とされたのである。上述のようにベンガーズィー州の知事が裁判所制度の整備を訴えたのも、やはり同年の後半であり、給与制の確立と中央からの法官任命という改革への道筋は既に出来上がっていた。実際、長老府はこれら両知事の意見書を引用して、自らの主張を補強していたのである⁽³⁵⁾。

長老府はその約10年後に再び起こった給与減額の議論をも拒絶することに成功した。1892年、トリポリ州知事アフメト・ラースィム・パシャが、フェツザーン県にイスタンブルから派遣される法官は不要であるという立場に戻り、財務行政上、法官に現地で給与を支払うのが困難であるうえに、そもそも同県は司法制度において例外的な措置がとられ、訴訟の一部は現地の官吏を介して地方の習慣や慣習 (örf ve âdet) に従って裁決されており、シャリーアと制定法に関わる案件は「全くないというほどにきわめてわずか (hiç yok derecesinde gayet cüz'î)」であると主張した。そして、フェツザーン県法官の給与を削減し、スークナ Sukna とシャーティー Şatti 郡法官を無給として、その代わりそれまで有給の法官のいなかったガート Gat に 400 Kr を割り当て、いずれのポストにも現地のウラマーを任命することを提案した⁽³⁶⁾。これに対して長老府法官選考委員会は、帝国の法官はハナフィー派であるとする原則を再び持ち出して反論し、結局のところ州知事の提案は却下された⁽³⁷⁾。

結果的にこのように堅持された長老府の「オスマン化」政策の成

表 1 1883年俸給制導入直後のトリポリ州下の県・郡法官

県・郡	法官	出身地	典拠・備考
トリポリ県(注1)			
ザーウィヤ	Mehmed Rif'at	Tokat(A)	SA dos. 2467
ガルヤーン	Mehmed Ruşen(Revşan?)	?	—
アジャイラート	Ahmed Raşid	Eğridir(A)	SA dos. 2463
ホムス県	Mustafa Hasib	?	—
ズリーテン	Mehmed Es'ad	İstanbul	SU 3:126
ミスラータ Misrata	Mehmed Bahaeddin	Kudüs(S)	SU 1:384
ミスラータ Mislâta	Aziz Vehbi	Tikveş(R)	<i>İlmiye Salnamesi</i> , 704
スィルト	Yusuf Hazimi	(T)	"mahalli ulemasından"(注2)
ウルファッラ	Salih Kemal	Niksar(A)	SU 4:280
タルフーナ	Mehmed Ebunnasr	Şam(S)	SA dos. 3720
ジャバル県	Mustafa İsmet	İstanbul	SU 4:86
ファサートゥー	Osman Nuri	Ordu(A)	SA dos. 2465
ナールート	Ahmed Tevfik	İbradı(A)	SA dos. 736
ハウドゥ	İsmail Ârif	[R/A]?	前後の任地ルメリ
ガダーメス	Mehmed Ârif	Ahıska(A)	SU 2:381
フェッザーン県	Mehmed İzzet	İstanbul	SA dos. 3190
ガート	—	—	—
シャーティー	Ali Fevzi	Yafa(S)	SA dos. 297
スークナ	Mahmud Âşur	Haleb(S)	"Halebli"

典拠 İMMA, D/2 1980, Nüvvab Defteri, fol. 201b-210b.

略号 A=アナトリア、R=ルメリ(バルカン領)、S=シリア地方、T=リビア
域内、SU=Sadık Albayrak, *Son Devir Osmanlı Uleması*, 2. baskı, 5 cilt (İstanbul:
İstanbul Büyükşehir Belediyesi, 1996).

注1 トリポリには州中央のシャリーア法廷のみがあり、1835年以来、中央から高
位のウラマーがトリポリ法官として派遣されていた。

注2 典拠の史料中にそのような表現がある(以下の引用符も同様)。

果は目覚ましいものであった。1883年3月に新しい給与体系が施行され、法官職に十分な額の給与が割り当てられると、トリポリ州内三県の現地出身法官は辞職し、イスタンブルから派遣された新法官に代わった。そのうち2人は実際にイスタンブル生まれであった。スィルト Sirt とガートを除くトリポリ州内の全ての郡法官もまた中央から任命され、そのうち少なくとも8名はオスマン帝国の中核地域であるアナトリアとバルカン地域の出身であり、4人はシリア地方(歴史的シリア)出身であった(表1)⁽³⁸⁾。一例として、イスタ

ンブル生まれのメフメト・イッゼトは、バルカン地方で五つの異なる郡で法官職を務めた後、1883年にフェツザーン県の中心地である、砂漠地帯にあるオアシス都市ムルズクに派遣された。昇給と昇進への期待が彼を遠隔地に引きつけたことは確かである。彼はそこで以前の二倍を超える額の俸給を手に入れ、リビアでの勤務の後、第三級に昇格したのであった⁽³⁹⁾。この傾向はアブデュルハミト二世時代を通じて継続した。すなわち、トリポリとベンガーズイー州内に任ぜられたイスラーム法官の中では、アナトリアとバルカン出身者が常に多数派であった。

アナトリアとバルカン出身の法官のほとんどはイスタンブルで養成され、法官選考委員会での試験に合格しているので、リビアの法官組織の「オスマン化」政策は、ある程度成功したということができよう。長老府が新しいカリキュラムを取り入れて設立した「ナーイブ学院 (Mekteb-i Nüvvab)」卒業生が郡レベルの法官にも含まれていた。例えば、給与割当て後最初にミスラータ Mislâta に赴任したのはナーイブ学院を卒業したばかりのアズィズ・ヴェフビであった⁽⁴⁰⁾。これは、リビアの郡長職がしばしば地方有力者たちに委ねられていたのとは全く対照的である。実際、1885年半ば頃にトリポリ州知事は、イスタンブルから派遣された郡長は地域の事情を知らなため行政に支障を来していると報告し、同州の名望家か、同州で勤務経験があって地域の事情と住民の気質を十分に理解した「トルコ人」官吏の任用が必要だと主張した。この報告を受けて、州内の七つの郡に州知事の選任した人物が任命されることが勅旨を以て決定された。その中には、ガルヤーン Garyan のクウバル Ku'bar 家 (ガダーメス Gadamis 郡長に任命) やミスラータ Misrata のムンタスイル Muntasır 家 (スィルト郡長) のメンバーも含まれていた⁽⁴¹⁾。

しかしながら、法官職の「オスマン化」の成功は法官自身の意思に大いに依存していたことにも注意を払わねばならない。政府内部での争点は主に給与額にあったわけだが、実際、高額な給与がなければイスタンブルで任命待ちをしている法官たちは遠隔地でのポストを受け入れることはなかった。高額であってもなお、ガートのよ

うな僻地には希望者が現れなかった。さらに、僻地での任務に堪えかねて、任期終了前に辞任して任地を去ることもしばしばであった。その場合、大抵「(その土地の) 空気と水に合わなかったので (âb u havasıyla imtizac edemediğimden)」という口実が使われたのだった⁽⁴²⁾。

また、法廷がハナフィー化しても、リビアでハナフィー派が急速に普及する事態が生じたわけではなかった。現地のマーリク派のウラマーは、ムフティーやイマームとして住民の生活に深く関わり続けていた⁽⁴³⁾。他方で、住民が法的な問題を法廷よりも地元のウラマーに持ち込んでいたため、法廷の業務がほとんどなかったというトリポリ州知事の主張は、必ずしも額面通りには受けとれない。少なくとも1906-08年のホムスでは、法官ヒュセイン・キヤーミルが、「民事、刑事、シャリーア、執行の全て」に責任を負っていたため業務が山積していたと回顧している⁽⁴⁴⁾。オスマン法廷がどの程度機能していたのかは法廷台帳の調査によって明らかになるだろうが、トリポリ市を除いては現在まともに残されてはいない⁽⁴⁵⁾。だが、さしあたりそれに代わるものとして、長老府内のファトワー局 (Fetvahane) という、地方のシャリーア法廷の上訴機関として機能していた部局の資料を参照することができる⁽⁴⁶⁾。リビア地方と歴史的シリアからの上訴とファトワー局の回答の要約が記されている帳簿から、ヒジュラ暦1325-26年 (1907年2月~09年1月) にファトワー局が審査した判決の出所を調べてみると、リビア地方の法廷からの上訴件数は、シリア地方ほどではないにしても、人口を考慮すれば決して少ないわけではなかったことがわかる (516件中19%)⁽⁴⁷⁾。海岸部はもちろんのこと、丘陵地帯のジャバル県や同県下のファサートゥー Fasato からも比較的多くの上訴が確認でき、この地域でオスマン権力を代表するハナフィー派法廷が、都市住民に一定程度受け入れられたことを示している⁽⁴⁸⁾。ただし、フェッザーン県からの上訴はその2年間のうちに一件もなく、先の知事の主張を裏付ける結果となった。実際、オスマン司法制度が都市部を越えて、部族の慣習法に従うベドゥインに浸透することはほとんどなかったようである。また、ベンガーズィーではサヌースィー教団が紛争解決に

表2 1911年1月におけるトリポリ州下の県・郡法官

県・郡	法官	出身地	典拠・備考
トリポリ県			
ザーウィヤ	Abdurrahman Busiri	Gadamis (T)	(注)
ガルヤーン	Abdülkadir Muhyiddin	Trablusşam (S)	SA dos. 2078
アジャイラート	Mehmed Taceddin	Kudüs (S)	SA dos. 2460
ウルファッラ	Halil Decanizade	Kudüs/Yafa (S)	“Decani” より
タルフーナ	Abdurrezzak	(T) ?	元アジャイラート・ムフティー
ナワーヒー・アルバア	Mehmed Fahime	?	
ズワーラ	Mehmed Muhsin	Atina[Pazar] (A)	SU 3:233
アズィーズィーヤ	Mehmed Tahir	[A] ?	前後の任地アナトリア
ニジャード	Mes`ud	Trablusgarb (T)	SA dos. 1454
ホームス県	Mustafa Faik	İstanbul	SU 4:62
ズリーテン	Hasan Hilmi Safedizade	Trablusşam (S)	SA def. 5:111
ミスラータ Misrata	Mehmed Ragib Temimizade	Nablus (S)	SU 3:277
ミスラータ Mislâta	Mahmud Fevzi Decanizade	Yafa (S)	İMMA D.1973
スイルト	Mehmed Ali Ata	Gazze (S)	SA def. 3:120
ジャバル県	Arif Hikmet	Ergiri (R)	SU 1:379
ファサートゥー	Mustafa Yusuf	[T] ?	前任地とその前リビア内
ナールト	Ali	Garyan (T)	“Garyanlı”
ガダーメス	Mehmed Lûtfi	Yafa-Ludd (S)	SA dos. 2468
フェッザーン県	Mustafa Behcet	Rize (A)	<i>İlmiye Salnamesi</i> , 726
ガート	Ahmed Abdusselâm	?	—
シャージェイー	Mehmed Ragib	Trablusşam (S)	“tevellüdü 1276 Trablusşam”
スークナ	Süleyman	Acare-i Ulya (A)	SA def. 5:88

典拠 İMMA, D/2 1977, Nüvvab defteri, s. 224-235.

注 Aḥmad ‘Imrān b. Salīm, *al-Maqāla fi Lībyā* (Binghāzī: Jami’a Qāryūnus, 1992), 269-271.

果たす役割の大きさも考慮に入れなければならないだろう⁽⁴⁹⁾。

Ⅲ. シリア地方出身者の存在

裁判制度の「オスマン化」政策がもたらした興味深い結果の一つとして、リビア地方にシリア地方出身のイスラーム法官が任命されていたことが挙げられる。リビアではその数は着実に増え続け、1911年初めにはアナトリア・バルカン出身者の数を上回り、トリポリ州だけで9名に達していた(表2)。彼らは、ダマスカス、エルサレム、ヤーファ、ナーブルス、トリポリ、ラタキア、アレppo、

ガザなどの出身であった。通例、シリア地方出身の法官は近隣の郡でのみ任用されていた。それは多くの場合、彼らが出身地域に留まることを好んだからだけではなく、昇進のために必要な公式のイスラーム法官の等級をもっていなかったからである。しかし、今や辺境地帯の法官職がシリアのウラマーに昇進と昇給の機会をもたらすことになった。既に指摘したように、1873年のイスラーム法官任命令は、アラブ辺境地帯の法官職には、その職を希望する有資格者がいないときにはアラブ人のウラマーがその等級に関わらず任用されるという規定を含んでいた。それゆえ有資格者の中から志願者を確保できない長老府は、しばしばアラブのウラマーに頼ることになったのである。イスタンブルに任官のために出向いたアラブ人ウラマーの中から選任する場合が多かったが、初期にはダマスカスでリビアに赴任する法官を募ったという例がある。シリア地方のトリポリ出身のアブデュルカーディル・ムヒッディンは、それまで公職に就いていなかったが、1897年にダマスカスで試験を受け、シリア州中央法官兼州知事代理の上申によって、ベンガーズイー州ダルサ・マルジュ Derse Merc 郡の法官に就任した⁽⁵⁰⁾。つまり、シリアはリビアに派遣する法官の重要な源泉と見なされていたのである。

法官職におけるアラブ出身者の活躍を、アブデュルハミト二世の政策に関連づける見方も存在する。ナーイブ学院の卒業生でもあった元ホムス県法官ヒュセイ・キヤーミル（前出）は、その回想録で、スルタンがナーイブ学院出身者を嫌ったため、アラブ、アルバニア人、スルタンや宮廷の高官の縁者、高位ウラマーの子弟などが優遇されてその能力に関わりなく重要なポストに就いていたと記している⁽⁵¹⁾。しかし、少なくともリビアの場合、しばしば有資格者の中から志願者が現れなかったことが文書から確認されており、また、実際には既に述べたように青年トルコ革命後のほうがシリア出身の法官が多かったという事実がある。そのため、この文脈では優遇という説は当てはまらないと言ってよいだろう。革命後の1909年9月より大規模な人員整理（tensik-i umumî）が行われ、ナーイブの等級をもたない法官は郡レベル以上の法官職に就く資格を喪失した。

これによって多くの場合等級をもたないシリア地方出身の法官は大きな打撃を受けたはずであり、この時期以後新たに法官職に就くアラブ地域出身者は大幅に減少した⁽⁵²⁾。だが、既に職務の経験のある法官は、ナーイブ学院で試験を受けて等級を得ることができたため、実際に多くのシリア出身者が試験を通じて救済された。そして、革命後に法官の俸給が一般的に増額されてリビア地域の比較優位が失われたため⁽⁵³⁾、バルカン・アナトリア出身者が希望しなくなった結果、従来よりも多くのシリア出身者がリビアに進出することになったのである。

シリア地方のウラマーにとって周縁地域のポストは、その給与が比較的高かったのでおそらく魅力的であった—無論、環境の違いから任期半ばで辞任する例も、中核地域出身者と同様に事欠かなかったが⁽⁵⁴⁾。リビアに赴任した法官の多くが、シリア州の州都であるダマスカスではなくてシリア沿岸の町やパレスチナ地方の出身であることは示唆的である。州都であるダマスカスで試験などによって法官の推挙が行われたことから、その都市のウラマーがシリア地方で法官職を得ることに比べてより強い影響力をもち、それに対してダマスカス出身でないウラマーがリビアに官職を求めたと考えられる。さらに、イエメンもまた同様にシリア出身者が法官として赴任した地であり、しばしばその両方で法官職に就いた者もいた。例えば、ガザ生まれのメフメト・サイト（ムハンマド・サイード）の場合、カイロのアズハル学院で学んだ後、郷里のガザで教師をしていたが、1896年にイスタンブルに赴いて弱冠20歳でイエメンのハジュール Hacur 郡の法官職を得た。病気のため任期終了前にイエメンを離れたが、3年後ミスラータ Mislâta 郡法官としてリビアに渡り、任期を全うした⁽⁵⁵⁾。他方、ダマスカスの新興ウラマー家系出身のメフメト・エブナスル（ムハンマド・アブー・アン＝ナスル）は、出身地のマドラサで長らく教鞭をとった後およそ50歳にしてリビアのタルフーナ Terhune の法官職に着任したが、これは彼がダマスカスのムフティー職を渴望しながらも得られなかったことと関係があるだろう⁽⁵⁶⁾。

アラブ辺境地域における司法改革は、こうしてイスタンブル経由でシリア地方からリビア（そしてイエメン）への法官の頻繁な往来をもたらした。この移動はシリアのウラマーにとって新しいキャリア・コースとなり、彼らがオスマン司法制度にその担い手として組み込まれることを促進した。前述のガザのメフメト・サイトの場合、リビアから帰任後シリア地方で法官職を歴任し、帝国解体後にダマスカスの法学校で『メジェッレ（民法典）』を教えていた。すなわち、辺境での任務がオスマン司法制度に習熟する出発点となったのである⁽⁵⁷⁾。他方で、彼らの文化的、言語的なバックグラウンドは、アナトリア・バルカン出身の法官とははっきりと異なっていた。なぜなら、アラブ出身の法官たちは一般的に、彼らの出身地域か、もしくはアズハル学院で教育を受け続け、イスタンブルのマドラサやナーイブ学院に通ったことがなかったからである。彼らが赴任先の社会にどのような影響を残したのかは不明であるが、彼らが必ずしもオスマン中央政府（とくに長老府）の意図通りの存在ではなかったという点は、考慮に入れるべきである。

IV. リビアにおける制定法裁判所の導入

シャリーア法廷の「オスマン化」政策は以上述べてきたようなプロセスを経たが、1867年に始まるリビアへの制定法裁判所制度の導入もまた、容易なものではなかった。フェッザーン県内の諸郡やスィルト郡などで短期間を除いて制定法裁判所が設置されなかっただけでなく、フェッザーン県中央の第一審裁判所も1880年代半ばに廃止された⁽⁵⁸⁾。制定法裁判所が設置されていたとしても、現地に駐在する知事や軍人の報告書によれば、それらは正常には機能していなかった。制定法裁判所は裁判長のほかに、現地住民から任命される数人の判事によって構成されるが、キャーミル・パシャ少将の報告書では、判事も予審判事もトルコ語を知らず、制定法も知らないため、裁判所は混乱した (*müşevveş*) 状況にあったという⁽⁵⁹⁾。また、トリポリでは1879年に裁判所構成法に基づいて制定法裁判所を民事部と刑事部に分けて後者に独自の裁判官を任命しようとするオスマ

ン政府の企図が、現地のウラマーと住民の反発を招いた。彼らは、商業関係以外の訴訟については全てシャリーア法廷が管轄すべきだと求めたのだという⁽⁶⁰⁾。それにも関わらず、その年に控訴院及び第一審裁判所の刑事部に法務省の任命した裁判官が就任した⁽⁶¹⁾。

実際のところ、州都であるトリポリはリビア地方の他の町とは対照的に、全国的に見ても制定法裁判所制度がよく整備されていた都市の一つと言える。トリポリには1850年代初頭という早い時期から商事裁判所が設置されており⁽⁶²⁾、またその後、1861年には刑事裁判所の前身となる審理委員会 (Meclis-i Tahkik) も置かれた⁽⁶³⁾。1870年代以降の裁判所制度の発展は、現在トリポリの文書館に残された制定法裁判所関係の膨大な量の資料からも推察することができる⁽⁶⁴⁾。中央及び州政府がトリポリの制定法裁判所の整備に力を入れていたのは、何よりもまず外国人の関わる係争を扱うためであったと言える。商事裁判所の開設は外国領事から求められたものであり、オスマン帝国臣民と外国人との間で生じた商事関係の訴訟を、オスマン人及び外国人の判事からなる法廷で裁くためであった⁽⁶⁵⁾。しかしより大きな問題は、トリポリではオスマン臣民を原告とし、外国人を被告とする訴訟が領事館で審理される慣行があったことである。キャプチュレーションによって認められた特権の濫用に対するオスマン政府の抗議に関わらず、ヨーロッパ各国領事館はそれに従わなかった。1867年にはイギリス、イタリア、オーストリアの領事が州政府の外務長官と会見し、従来の慣行の継続を強く求めるのは、オスマン帝国の裁判所の構成員が規律に欠けるため (adem-i intizam)、信頼がおけないからだと主張した。さらに、法令に従ってムスリム、非ムスリム同数の判事が選ばれ、通訳官の立ち会いと判決への署名が保証されるならば、従来の方式を改めてもよい、と申し入れた。これに対して新たに州制のしかれたトリポリでは、民事控訴院 (meclis-i temyiz-i hukuk) と刑事裁判所 (meclis-i cinayet) の整備 (予算措置と人員配置) を早急に始めることになったのである。結局、オスマン政府は1873年2月の議定書によって諸外国 (フランス、イギリス、イタリア) にオスマン法廷の権威を認めさせることができ

た⁽⁶⁶⁾。このように、トリポリにおける制定法裁判所の整備は、ヨーロッパ列強への対応という側面をもっていた。列強のオスマン法廷に対する評価とオスマン政府の現地ウラマーに対する評価がともに“intizam”（秩序、規律）の欠如であることは偶然ではない。これは列強と辺境社会の間であって「文明化」推進者を自認するオスマン政府の立ち位置を如実に表しているのである。

結 語

最後に、オスマン帝国の他地域とも比較しながら、リビアにおけるオスマン司法改革の特徴を考えてみたい。既に見たように、末期オスマン帝国のエリートは、しばしば、リビアに見いだした既存の法慣行を無秩序や混乱と見なし、帝国の法の優越性を確信していた。それはステロタイプとして、他の辺境社会に直面した際にも同様に現れた⁽⁶⁷⁾。リビアのように現地にシャリーアの施行を担う法学者が存在する場合も、オスマン・エリートはたいてい、彼らを知り、無能と見なし、彼らに司法を委ねることを混乱の原因と考えていた。そのためマーリク派の解釈によるイスラーム法は、オスマン帝国の「正統」としてのハナフィー派に対しては劣ったものと位置づけられていた。

正統としてのハナフィー派法学の適用が、リビアにおいて再征服後の早い段階から政策課題となっていたことは注目に値する。辺境の統合を図る中央政府がその社会と直接向き合うことになった結果、ハナフィー化の問題が浮上したのと言えよう。その意味でこれはアブデュルハミト二世のイスラーム主義政策と直接的関係はない。彼の時代にはさらに県・郡のレベルまで法廷をハナフィー化するかどうか議論されたが、ときに州知事や大宰相府は、むしろ現地の慣習を利用した方が支配に好都合だと主張していた。それに対して帝国の正統としてのハナフィー派という原則は、それをまさに存在理由とし、それを通じて自らの権限拡大を図る長老府によって最も強く叫ばれていた。リビアにおけるハナフィー化は長老府の原則論を受け入れる形で進行したとも言える。

結果的にリビアでは裁判官のオスマン化、ハナフィー化が進み、在地のウラマーは—その後もムフティーや他の非公式な調停役であり続けたが—、裁判官職からはほとんど排除された。これは例えばイラクやイエメンの場合と大きく異なっていた。それは何よりもまず中央と現地勢力の力関係の差異に由来するだろう。イラク（とくにバグダード州）では郡法官職が域内出身のウラマーによってほぼ独占され、人事異動がほとんど域内で循環するようになっていた⁽⁶⁸⁾。イエメンでは武力による抵抗を背景に、在地のウラマーの政治的社会的影響力も大きく、オスマン政府は彼らに譲歩を強いられた⁽⁶⁹⁾。それに対してリビアでは、トリポリ評議会が早い時期に相続法にハナフィー派の解釈適用を請願するなど、地方名士たちはむしろ財産の問題に国家権力の仲裁を求めたようにも見える。しかし、在地の諸勢力と中央政府との間の関係のみで、司法制度の性格が規定されたのではなかった。既に見たように、各局面において政策決定者たちの見解は必ずしも一致してはいなかった。政府は一枚岩ではなく、長老府、州知事、大宰相府など様々なアクター間の調整を通じて政策が決定された。財政上の制約、外国との関係も重要な要因だった。さらに、最終的に誰がその法廷の裁判官になるかは、裁判官自身の意思に委ねられていた。そのため、それらにリビアの地理的言語的条件が加わって、給与額が争点になり、また、多くのシリア地方出身者が自ら希望して裁判官として赴任することにもなったのである。

最終的に、リビアにおけるオスマン・ハナフィー派法廷は、1911年のイタリアによる占領によって一掃された。オスマン政府は、占領下のリビアにカーディーを任命して、現地のウラマーを各地のナーイブに任命する権限を彼に与える権利を確保することで権威を保とうとしたが、これはイタリアによって反古にされた⁽⁷⁰⁾。こうしてリビアにおける法廷の「オスマン化」は短命に終わったが、オスマン帝国がもたらした法廷の制度化、審級制、文書の形式⁽⁷¹⁾、制定法裁判所などは、以後も継承されることになった。その意味で、オスマン帝国による司法改革は、長期的に現地の法慣行を大きく変質

させたのである。

なお、本稿は制度の変更を中心に扱ったため、実際の法の適用において生じた変化については検討できなかった。人々が法廷に何を求め、法廷はどのように対応していたのか、という点は、法廷台帳・証書等の研究によって今後解明されていくことであろう。

註

- (1) Celâl Tevfik Karasapan, *Libya: Trablusgarp, Bingazi ve Fizan* (Ankara: Resimli Posta Matbaası, 1960), 138-141.
- (2) BOA, HAT 22790, irade, tarihsiz [1251 (1835)]; *Takvim-i Vekayi*, no. 118 (15 Ş 1251 [1835. 12. 6]): 5, no. 272 (29 C 1260 [1843. 7. 24]): 4. 以下、総理府オスマン文書館の現行の分類コードを用いる。ヒジュラ暦の月名は、第1月より、M, S, Ra, R, Ca, C, B, Ş, N, L, Za, Z と略する。Cf. Taysir bin Mūsā, *al-Mujtama' al-'Arabī al-Libī fi al-'ahd al-'Uthmānī: Dirāsa ta'rī-khīyya ijtimā'īyya* (Ṭarāblūs: al-Dār al-'Arabīyya li al-Kitāb, 1988), 254.
- (3) 1864年に始まる州制について日本語では、佐原徹哉『近代バルカン都市社会史—多元主義空間における宗教とエスニシティ』(刀水書房、2003)、75-82頁参照。
- (4) 制定法裁判所については、以下を参照。Sedat Bingöl, *Tanzimat Devrinde Osmanlı'da Yargı Reformu* (Eskişehir: Anadolu Üniversitesi Yayınları, 2004); Avi Rubin, "Ottoman Modernity: The Nizamiye Courts in the Late Nineteenth Century," PhD diss., Harvard University, 2006.
- (5) 秋葉淳「近代帝国としてのオスマン帝国—近年の研究動向から」『歴史学研究』798 (2005): 25.
- (6) Lisa Anderson, "Nineteenth-Century Reform in Ottoman Libya," *International Journal of Middle East Studies* 16 (1984): 325-348; Michel F. Le Gall, "Pashas, Bedouins and Notables: Ottoman Administration in Tripoli and Benghazi, 1881-1902," PhD diss., Princeton University, 1986.
- (7) Selim Deringil, *The Well-Protected Domains: Ideology and the Legitimation of Power in the Ottoman Empire, 1876-1909* (London: I. B. Tauris, 1997); id., "'They Live in a State of Nomadism and Savagery': The Late Ottoman Empire

- and the Post-Colonial Debate,” *Comparative Studies in Society and History* 45 (2003): 311-342; Ussama Makdisi, “Ottoman Orientalism,” *The American Historical Review* 107/3 (2002): 768-796; Thomas Kühn, “Ordering the Past of Ottoman Yemen, 1872-1914,” *Turcica* 34 (2002): 189-220; 秋葉淳「日露戦争とイエメン—日本とオスマン帝国のアナロジー」安田浩・趙景達編『戦争の時代と社会—日露戦争と現代』（青木書店、2005）、131-136頁。リビアについては、Nesimi Yazıcı, “Lâyihalar Işığında II. Abdülhamid Döneminde Libya üzerine Bazı Gözlemler,” *Sultan II. Abdülhamid ve Devri Semineri, 27-29 Mayıs 1992, Bildiriler* (İstanbul: İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi, 1994), 47-84 も参照。
- (8) Kühn, “Ordering the Past,” 214; id., “An Imperial Borderland as Colony: Knowledge Production and the Elaboration of Difference in Ottoman Yemen, 1872-1914,” *The MIT Electronic Journal of Middle East Studies* 3 (2003): 17, n. 34 (<http://web.mit.edu/cis/www/mitejmes/intro.htm>). キューンはイエメンについてのみ言及しているが、彼が参照している史料にも、「トリポリ、イエメンが『植民地』の名を与えられることに私は何の不都合も危険も見いださない」と言明されている。A. Seni, “Her valinin derece-i salâhiyeti bir mi olmalıdır?,” *Mülkiye* 2/7 (1 Kânunsani 1325 [1910.1.14]): 35; 秋葉「日露戦争とイエメン」、136頁。
- (9) イエメンについては、オスマン朝スルタン=カリフの正統性に挑戦するザイド派イマームに対抗して、シャリーアの護持者たることを固持する必要からなされたと考えられている。Brinkley Messick, *The Calligraphic State: Textual Domination and History in a Muslim Society* (Berkeley and Los Angeles: Univ. of California Press, 1993), 49-50.
- (10) Deringil, *Well-Protected*, 51-52; Kühn, “Imperial Borderland,” 11-13.
- (11) Deringil, *Well-Protected*, 48; Snouck Hurgronje, *Mekka in the Latter Part of the 19th Century*, tr. J. H. Monahan (Leiden: Brill, 1931), 182-183.
- (12) ただし、小法廷ではシャーフィイー派やハンバル派の裁判官—主法廷のカーディーによって任命される—は存続した。また、ハナフィイー派カーディーの任命にもなって新たな手数料徴収など、法廷制度の「オスマン化」が進行した。三浦徹「カーディーと公証人」『紛争と訴訟の文

- 化史』歴史学研究会編（青木書店、2000）、318-319；大河原知樹「歴史人口学で見たシリアの都市社会」『東洋史研究』65/4（2007）：46-48；Haim Gerber, *Islamic Law and Culture, 1600-1840* (Leiden: Brill, 1999), 68-69；Brigitte Marino et Tomoki Okawara, *Catalogue des registres des tribunaux ottomans conservée au Centre des Archives de Damas* (Damas: Institut Français d'Études Arabes de Damas, 1999), 46；Galal H. El-Nahal, *The Judicial Administration of Ottoman Egypt in the Seventeenth Century* (Minneapolis and Chicago: Bibliotheca Islamica, 1979), 14；Nelly Hanna, “The Administration of Courts in Ottoman Cairo,” in id., ed., *The State and its Servants: Administration in Egypt from Ottoman Times to the Present* (Cairo: The American Univ. of Cairo Press, 1995), 45；熊谷哲也「オスマン・エジプト初期におけるマドラサ・サーリヒーヤとナーイブ・カーディー・アスケルの任命」『中央大学アジア史研究』13（1989）：27-28.
- (13) ロシアにおける「ハナフィー化」について、Robert Crews, *For Prophet and Tsar: Islam and Empire in Russia and Central Asia* (Cambridge, Mass.: Cambridge Univ. Press, 2006), 148-192.
- (14) Iris Agmon, *Family and Court: Legal Culture and Modernity in Late Ottoman Palestine* (Syracuse: Syracuse Univ. Press, 2006).
- (15) 一例として、Huri İslamoğlu, “Politics of Administering Property: Law and Statistics in the Nineteenth-century Ottoman Empire,” in id., ed., *Constituting Modernity: Private Property in the East and West* (London: I. B. Tauris, 2004), 276-319.
- (16) これら史料については、Bilgin Aydın, İlhami Yurdakul, İsmail Kurt, *Şeyhülislâmlık (Bâb-ı Meşihat) Arşivi Defter Kataloğu* (İstanbul: İslâm Araştırmaları Merkezi, 2006) 参照。
- (17) BOA, İ. MSM 2086, Trablusgarb valisi ve defterdarı, tahrirat, 9 Ca 1259 (1843.6.8).
- (18) *Encyclopaedia of Islam*, 1st ed., repr., 5:512 (“Mīrāth” by Joseph Schacht).
- (19) BOA, İ.DH 4611, Meclis-i Vala, mazbata, 25 S 1266 (1850.1.10), Fetvahane, müzekkire, tarihsiz.
- (20) マーリクは長期不在の被告に対して判決を下せるとする。Ibn Rushd,

- The Distinguished Jurist's Primer*, trans. Imran Ahsan Khan Nyazee (Reading: Garnet Publishing, 1994-), 2:567.
- (21) BOA, İ. MVL, 25547, Bingazi mutasarrıfı, takrir, 15 N 1283/9 Kanunısani 1282 (1867.1.21).
- (22) *Düstur*, [1. tertib] (İstanbul: Matba'a-i Âmire, 1289-1302), 2:721-725.
- (23) 遠隔地域 (バグダード、ディヤルバクル、アレppo、エルズルム、トリポリ、ボスニア諸州) の県及び郡の法官は、2年半の任期とされた。
- (24) İMMA, D/2 (XIX. yüzyılda Şeyhülislâmlıkta teşekkül eden meclis ve diğer dairelere ait defterler), 1980, Nüvvab Defteri, fol. 201b-210b.
- (25) BOA, A. MKT.ŞD 53/23, Şura-yı Devlet Mülkiye Dairesi, mazbata (1879年11月21日付トリポリ州知事の報告書の引用), 4 Ra 1297/2 Şubat 1295 (1880.2.14); İMMA, D/2 1873, MİH, Karar Defteri, belge no. 395, 20 Ra 1297 (1880.3.2).
- (26) 例えば、ホムス県法官であった、アナトリアのチャンクル郡出身のメフメト・ヌーリは、就任当初2500 Kr であった給与が1880年3月に540 Kr に減額した後、さらに2年間勤務を続けたが、ついに給与回復の希望を捨て1882年3月に辞任した。İMMA, Sicill-i Ahval dosyaları [SA dos.] 1461, Mehmed Nuri (Kangırı). Cf. İMMA, D/2 1980, fol. 202b, 204a, 205b.
- (27) A. MKT. ŞD 60/10, Bingazi valisi, lâyiha, 11 Za 1298 (1881.10.5), fol. 5b-6a.
- (28) İMMA, D/2 1874, MİH, Karar Defteri, belge no. 1677, MİH, müzekkire, 5 Ra 1299 (1882.1.25).
- (29) Engin Deniz Akarlı, “The Problems of External Pressures, Power Struggles, and Budgetary Deficits in Ottoman Politics under Abdulhamid II (1876-1909),” (PhD diss., Princeton University, 1976), 195; Carter V. Findley, *Ottoman Civil Officialdom: A Social History* (Princeton: Princeton Univ. Press, 1989) 300-301.
- (30) İMMA, D/2 1874, fol. 109a, belge no. 236, MİH, müzekkire, 26 C 1299 (1882.5.14); BOA, İ. ŞD 62/3569, Şura-yı Devlet Dahiliye Dairesi, mazbata, 9 M 1300 (1882.11.20).
- (31) İMMA, D/2 1874, belge no. 1677.
- (32) *Ibid.*, fol. 109a, belge no. 236.

- (33) BOA, İ. ŞD 62/3569, Şura-yı Devlet Dahiliye Dairesi, mazbata, 9 M 1300 /8 Teşrinisani 1298 (1882.11.20); İ. ŞD 63/3647, Şura-yı Devlet Dahiliye Dairesi, mazbata, 25 Ra 1300/22 Kanunısani 1298 (1883.2.5), cetvel, tarihsiz. 当初、ベンガーズィー州内の郡法官の月俸はダルナ郡 (1500 Kr) 以外は500から750 Kr とされたが、長老府の意見が取入れられて1000 Kr とされた。ダルナ郡についても1884年から長老府の意向通りに2500 Kr に上げられた。İMMA, D/2 1980, fol. 201b-210b; BOA, İ. ŞD 69/4069, 17 N 1301/27 Haziran 1300 (1884.7.10).
- (34) BOA, Y. EE 9/5, Mehmed Nazif Paşa, lâyiha, 1 Haziran 1297 (1881.6.13).
- (35) İMMA, D/2 1874, belge no. 1677.
- (36) İMMA, D/2 1888, MİH, Karar defteri, belge no. 873, Trablusgarb vilâyeti, tahrirat, 14 M 1310 (1892.8.7).
- (37) Ibid., Karar-ı meclis, 5 R 1310/14 Teşrinievvel 1308 (1892.10.26).
- (38) İMMA, D/2 1980, fol. 201b-210b. 法官の出身地については、İMMA, SA dos., Sicill-i Ahval defterleri [SA def.]; Sadık Albayrak, *Son Devir Osmanlı Uleması*, 2. baskı, 5 cilt (İstanbul: İstanbul Büyükşehir Belediyesi, 1996) などを利用して調査した。
- (39) İMMA, SA dos. 3190, Mehmed İzzet. 前任地はエディルネ州のミディエで、辞任する直前の月俸は1000 Kr だった。
- (40) İMMA, D/2 1980, fol. 203a; *İlmiye Salnamesi* (İstanbul: Matbaa-i Âmire, 1334), 704. 彼はセラニキ州のティクヴェシュ出身であった。ナーイブ学院については、Jun Akiba, “A New School for Qadis: Education of the Sharia Judges in the Late Ottoman Empire,” *Turcica* 35 (2003): 125-163を参照。
- (41) BOA, İ. DH 75886, Mabeyn-i Hümayun Başkitabeti, tezkire, 26 Za 1302/25 Ağustos 1301 (1885.9.6); İ. DH 76404, Dahiliye Nezareti İntihab-ı Memurini Mülkiye Komisyonu, tezkire, 25 Z 1302/23 Eylül 1301 (1885.10.5), Arz tezkiresi ve irade, 14-15 M 1303/12-13 Teşrinievvel 1301 (1885.10.24-25); Anderson, “Nineteenth-Century Reform,” 335.
- (42) E. g., İMMA, SA dos. 736, Ahmed Tevfik (İbradı); SA dos. 1473, İshak Ruhi (Ergiri). この口実は、オスマン朝官僚組織で広く用いられていたも

のである。Findley, *Ottoman Civil Officialdom*, 348.

- (43) *Meclisi Mebusan Zabıt Ceridesi* [MMZC] (Ankara: TBMM Basımevi, 1982-92), Devre 1, İctima senesi 2, c. 5, 726 (22 Mayıs 1326 [1910.6.4]). 州都トリポリについては、ハナフィー派とマーリク派の2名のムフティーがいたとも言われるが、オスマン朝の『年鑑』で確認できる公式のムフティーは1名(ハナフィー派と見られる)のみである。Aḥmad Sidqī al-Dajānī, *Lībiyā qubayla al-iḥtilāl al-İṭāhī* (al-Qāhira: al-Maṭba‘a al-Fanniyya al-Ḥadītha, 1971), 203; *Trablusgarb Vilâyet Salnamesi*, e. g., 10 (1301 [1883]): 133. 非公式のムフティーがいた可能性はある。
- (44) また、ホムス県に属する郡や郷での紛争解決に派遣されるなど、特別な任務にも従事していた。Esat K. Ertur, *Tamu Yelleri: Emekli Yargıcı Hüseyin Kâmil Ertur’un Anıları* (Ankara: Türk Tarih Kurumu, 1994), 68-71.
- (45) 秋葉淳「リビアの文書館・研究機関事情」『イスラム世界』69 (2007): 48.
- (46) 上訴機関としてのファトワー局については、“Taşra mahakim-i şer’iyesinden verilen i’lâmatın temyiz ve istinafi hakkında ta’limat,” *Düstur*, [1. tertib], zeyl 1, 85-88 参照。
- (47) İMMA, D/2 278, Fetvahane-i Âli İ’lâmat Odası Vilâyetler Merkez Temyiz İ’lâm Hulâsa Defteri, fol. 164a-227b. 判読できなかったページは除く。なお、ファトワー局での審査の対象となった判決の日付は、数ヶ月前のものもあれば、15年以上も前のものもある。
- (48) ジャバル県、ファサートゥー郡から各5件。これは例えばサルト(現ヨルダン)やラタキア(現シリア)よりも多い。
- (49) E. E. Evans-Pritchard, *The Sanusi of Cyrenaica* (Oxford: Oxford Univ. Press, 1954), 2nd. ed., 62-64, 93; Aharon Layish, *Sharī‘a and Custom in Libyan Tribal Society: An Annotated Translation of Decisions from the Sharī‘a Courts of Ajdābiya and Kufra* (Leiden: Brill, 2005), 2-3. ベドウィンがシャリーア法廷を多く利用するようになるのは1970年代であったという。Id., “The Qāḍī’s Role in the Islamization of Sedentary Tribal Society,” in *The Public Sphere in Muslim Societies*, ed. Miriam Hoexter, et al. (Albany: SUNY Press, 2002), 83-107.

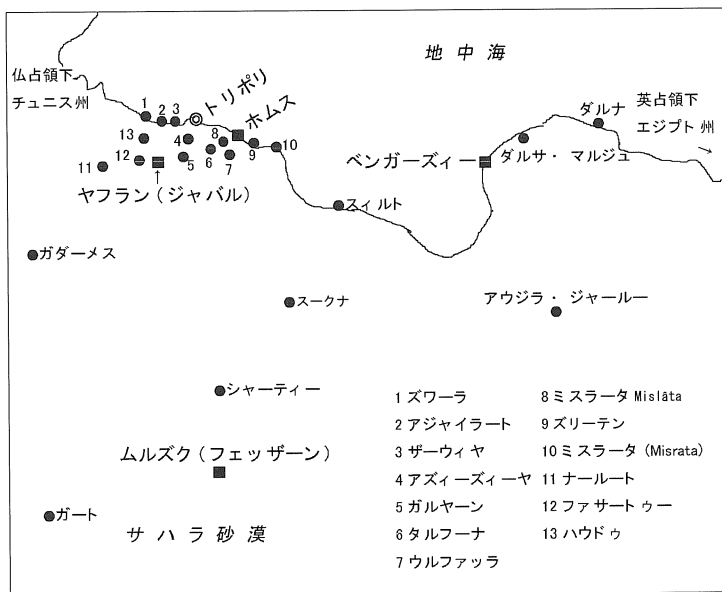
- (50) İMMA, SA dos. 2078, Abdülkadir Muhyiddin (Trablusşam).
- (51) Ertur, *Tamu Yelleri*, 33-34.
- (52) 秋葉淳「オスマン帝国末期イスラーム法官の4類型—法官組織に現る社会移動」『アジア・アフリカ言語文化研究』69 (2005) : 73-74.
- (53) 俸給増額に関する下院での議論は、*MMZC*, Devre 1, İçtima senesi 1, c. 6, 262-263 (27 Temmuz 1325 [1909.8.9]) 参照。
- (54) 例えば、İMMA, SA dos. 2148, Ali Fevzi (Yafa) (1884年にリビアのシャーター法官職を8か月で「氣候が合わず」辞任) など。
- (55) İMMA, SA def. 3:45; ‘Ādil Mannā’, *A’lām Filasṭin fī awākhir al-‘ahd al-‘Uthmānī (1800-1918)*, 3rd ed. (Beirut: Mu’assasat al-Dirāsāt al-Filasṭīniyya, 1997), 309. その他にも、ヤーファ近郊のルッド出身で、地元の無給のハティープ (説教師) 職からイエメンそしてリビアに渡ったメフメト・テミムの例なども参照。İMMA, SA def. 1:332, Mehmed Temim (Yafa-Lüdd).
- (56) İMMA, SA dos. 3720, Mehmed Ebunnasır (Şam); Iris Agmon, “Social Biography of a Late Ottoman *Shari’a* Judge,” *New Perspectives on Turkey* 30 (2004): 83-113. ダマスカスの名家の出で経済的にも不安がないはずのエブンナスルのリビア赴任の理由について、アグモンは法官職のステータスが高く、望ましいものだったと述べるが (Ibid., 100)、彼が結局任期を全うせずに帰郷していることなどを考えれば、やはり、ムフティー職獲得へ向けてイスタンブルとの関係を強化するための手段だったとするほうがもっともらしいだろう。
- (57) ‘Ādil Mannā’, *A’lām Filasṭin*, 309. 『メジェッレ (*Mecelle*)』は、主にハナフィー派の解釈を条文化した民法典 (身分法は除く) で、1869-76年に編纂された。
- (58) *Trablusgarb Vilâyeti Salmamesi*, 11 (1302), 171, 180-181; 12 (1305), 153-158; Taysîr b. Mūsā, *al-Mujtama’ al-‘Arabî al-Libî*, 261.
- (59) BOA, Y. EE 9/2, Kâmil Paşa, lâyiha, 29 Ağustos 1308 (1892.9.11), s. 9-10.
- (60) Ettore Rossi, *Libiyâ mundhu al-faṭḥ al-‘Arabî ḥattâ sana 1911*, tr. Khalifa Muḥammad al-Tulaysî (Bayrût: Dâr al-Thiqāfa, 1974), 392.
- (61) BOA, İ. DH 64161, Adliye ve Mezahib Nezareti Sicill-i Memurin Müdirliği,

- takrir, 23 Ş 1296/29 Temmuz 1295 (1879.8.12); Arz tezkiresi ve irade, 2-3 N 1296 (1879.8.20-21).
- (62) 1848年に商事裁判所開設が決定された。BOA, A. MKT 161/56, Sadaret'ten Trablusgarb valisine, şukka müsveddesi, 3 M 1265 (1848.11.30). 筆者未見の文書 (İ. DH 15565, 13 Ş 1268 [1852.6.2]) の目録上の要約から判断すると、1852年6月には裁判長が任命された。この時期の商事裁判所については、Bingöl, *Yargı Reformu*, 124-144; Ekrem Buğra Ekinci, *Osmanlı Mahkemeleri: Tanzimat ve Sonrası* (İstanbul: Arı Sanat, 2004), 100-104; Macit Kenanoğlu, *Ticaret Kanunnâmesi ve Mecelle Işığında Osmanlı Ticaret Hukuku* (İstanbul: Lotus Yayınevi, 2005), 27-34. また、五十嵐大介「オスマン朝期ダマスクスの商事裁判所：ダマスクス歴史文書館所蔵「ダマスクス商事裁判所台帳」の紹介」『日本中東学会年報』17/1 (2002) : 201-224 も参照。
- (63) BOA, A. MKT. MVL 131/97, Sadaret'ten Trablusgarb valisine, şukka müsveddesi, 3 Ra 1278 (1861.9.9). 審理委員会は、刑事事件を審理するために、州総督を議長、住民代表を委員として主要な州に設置されることが1854年に定められた。Bingöl, *Yargı Reformu*, 76-86; 321-323. 既に同年に審理委員会設置に関する勅令がトリポリ州にも出されていたが、何らかの理由で実現しなかった。BOA, C. ADL. 823, ferman müsveddesi, Evail Ra 1271 (1854.11).
- (64) トリポリのリビア国立文書館には制定法裁判所関係の帳簿が千点近く残されているほか、多数の紙葉体の文書がある。秋葉「リビアの文書館」47-50頁。
- (65) BOA, A. MKT 161/56.
- (66) BOA, İ. MVL 25976, Trablusgarb valisi, tahrirat, 26 R 1284/15 Ağustos 1283 (1867.8.27); Ekinci, *Osmanlı Mahkemeleri*, 307; Bingöl, *Yargı Reformu*, 148-149. なお、当初は民事控訴院と刑事裁判所は別組織で、裁判長を司法監察官 (müfettiş-i hükkâm, トリポリ県イスラーム法官を兼任) が兼ねていたが、翌年には、おそらく予算上の制約と、全国的な制度への標準化から、民事控訴院と刑事裁判所は統合され、“Divan-ı temyiz-i hukuk ve cinayet-i vilâyet”となった。司法監察官を裁判長とし、5名の判事 (ユダヤ教徒、キリスト教徒各1名含む) と1名の通訳官によって構成された。

- Ibid., arz tezkiresi, 9 C 1284 (1867.10.7); *Trablusgarb Vilâyeti Salnamesi*, 1 (1286 [1869]), 34-35; 2 (1287 [1870]), 36.
- (67) Kühn, “Ordering the Past,” 210-211.
- (68) E. g., İMMA, D/2 2000, MİH, Müzekkire defteri, 26b, 22 Ca 1293 (1876. 6.14).
- (69) Kühn, “Imperial Borderland,” 10-11.
- (70) “Trablusgarb ve Bingazi’nin muhtariyet-i idaresi hakkında ferman-ı âli,” *Düstur, Tertib-i Sani* (İstanbul, 1329-1927), 4:691; Karasapan, *Libya*, 213-217, 222; Aharon Layish, *Divorce in the Libyan Family: A Study Based on the Sijills of the Sharia Courts of Ajdabiyya and Kufra* (New York: New York Univ. Press, 1991), 5.
- (71) 例えば、オスマン支配終了後も両地域において調書簿 (dabıt) が公式の記録として作成されていた。Layish, *Shari’a and Custom*, xi. 帝国末期に導入された調書簿については、Iris Agmon, “Recording Procedures and Legal Culture in the Late Ottoman Shari’a Court of Jaffa, 1865-1890,” *Islamic Law and Society* 11/3 (2004): 334-377 参照。

付記：本稿は科学研究費補助金（若手研究（B）、2005—2007年度）による研究成果の一部である。

オスマン帝国末期リビアにおける司法制度の「オスマン化」



1900年頃のオスマン領リビア

秋葉

第九十卷

一七一